

病院実習に関する注意事項

公立豊岡病院長

病院実習にあたっては、下記の新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底をお願いします。

実習前

1. 健康状態の確認

実習生は実習開始の7日前から所定の「健康観察票」に記録を行い、実習開始日に下記の豊岡病院実習担当者へ提出すること。ただし、実習を依頼した教育機関が実習直前の実習生に対して新型コロナウイルス感染症のPCR検査を実施して陰性を証明できる場合には、「健康観察票」を提出する必要はありません。

2. 感染拡大リスクの回避

実習開始の7日前から実習期間中は以下の事項に該当しないこと

- (1) 感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用
- (2) まん延防止等重点措置地域をはじめ感染拡大地域への不要不急の移動(原則自粛する)
- (3) 大人数・長時間におよぶ飲食(厳禁)。なお、会食への参加は、医療従事者(医療系学生)としての自覚をもって、感染に注意して行うこと
- (4) 感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等でのアルバイト従事
- (5) 新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者との接触
- (6) 体調不良(37.5度以上の発熱、感冒症状等の異常)

実習期間中

1. 健康状態の確認

実習生は健康状態を豊岡病院の実習場所の所属長に毎日報告すること

2. 実習制限

- (1) 体調不良者(①37.5度以上の発熱、②感冒症状等の異常がある場合)は豊岡病院の実習担当者及び実習生が在籍している教育機関の担当者に報告し、来院を控えること
- (2) 新型コロナウイルス感染者もしくは濃厚接触者との接触があった場合、または接触した者が後に新型コロナウイルス感染者もしくは濃厚接触者と判明した場合は、豊岡病院の実習担当者及び実習生が在籍している機関の担当者に報告し、その指示に従うこと
- (3) 発熱時の初期対応は所在地を管轄する保健所の指示に従うこと

3. 感染拡大リスクの回避

- (1) マスクを常時着用すること(患者および患者家族と対応する場合は一定の距離を空けて対応すること)
- (2) 感染拡大のリスクを高める環境(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距离での会話や発語が行われる)は極力避けること

実習終了後

1. コロナ感染時の連絡

実習終了後7日以内に実習生が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、直ちに豊岡病院の実習担当者に連絡してください。

【豊岡病院実習担当者】

公立豊岡病院薬剤部 薬剤部長

電話：0796-22-6111 (内線：9011)

メ-ル：pharmacy.toyooka@toyookahp-kumiai.or.jp